

○厚生労働省告示第百十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二第七号を次のように改める。

七 削除

第二第八号ロ(2)③中「病理部門」を「病理の検査を実施する部門（以下「病理部門」という。）」に、「病理医」を「専ら病理の診断を実施する医師（以下「病理医」という。）」に改める。

第二第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三 削除

第二第十四号ロ(1)②中「整形外科専門医」の下に「（公益社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）」を加える。

第二第二十七号及び第二十八号を次のように改める。

二十七及び二十八 削除

第三第十五号を次のように改める。

十五 削除

第三に次の三号を加える。

七十二 術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法 小腸腺がん（

ステージがⅠ期、Ⅱ期又はⅢ期であつて、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除され

たと判断されるものに限る。）

七十三 S－1内服投与並びにパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法 膵臓がん（遠隔

転移しておらず、かつ、腹膜転移を伴うものに限る。）

七十四 S－1内服投与、シスプラチン静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法 腹

膜播種を伴う初発の胃がん